



No.1199

●町からのお知らせ●

議会を傍聴してみませんか

※お問い合わせ先 議会事務局 ☎662・4370

中山町議会12月定例会が次のとおり開催される予定です。住所、氏名を記入するだけでどなたでも傍聴できますので、お気軽にお越しください。なお傍聴人は先着30名までとします。

●12月定例会日程

- ▼18日(水) 午前10時～：一般質問
▼19日(木)：常任委員会等(休会)
▼20日(金) 午前10時～：補正予算、条例等

●場所 役場大会議室

◆議会日程表、議案項目、一般質問等は、町公式ホームページの「町議会の情報」内「議会の傍聴について」に掲載しています。

入札参加資格審査申請の追加受付について

※お問い合わせ先 建設課下水道管財G ☎662・2115

町が発注する建設工事および測量・コンサルタント等、物品の納入および業務委託の入札に参加を希望する方は、参加資格審査申請書および関係書類を提出してください。

【建設工事および測量・建設コンサルタン等】

●提出書類 町公式ホームページ内「平成25・26年度 入札参加資格審査申請要領(建設工事および測量・建設コンサルタン等)」を参照してください。(様式：山形県公契連統一様式)。

●受付期間 平成26年2月3日(月)～28日(金)

【物品・業務委託および町小規模工事等受注希望者登録】

随時受付しております。

社会福祉協議会から

※お申込み・お問い合わせ先 社会福祉協議会(保健福祉センター内) ☎662・4361

【無料法律相談所をご利用ください】

●日時 平成26年1月8日(水) 午後1時30分～4時

●場所 保健福祉センター12階研修室
●内容 財産、相続、土地、賃借、離婚等

◆相談は無料。事前に予約が必要です。【雪下ろし・除雪ボランティア募集】

皆で利用する施設や道路、困っている方のお宅の雪下ろし・除雪をしていただけるボランティアを募集します。登録制となりますので、希望する方は申込んでください。
※ボランティアの際は除雪機械を貸し出します(予約が必要です)。

今月の納税等

納期限 1月6日(月)

- 固定資産税 3期
●国民健康保険税 6期
●介護保険料 6期
●後期高齢者医療保険料 6期

◆税額や保険料の変更がある方へ、12月13日(金)に納付書を発送します。お手元に届いた方は内容をご確認ください。

※お問い合わせ先 住民税務課税務G ☎662・2112

油の流出事故に注意!

これからの季節は、灯油等を使用する機会が多くなり、不注意による油流出事故が起きやすくなります。

◆暖房器具等を使用する際は次の点に注意し、油流出事故を未然に防ぎましょう。

- (1)ホームタンクや配管の定期的な点検を行う
(2)給油中は絶対にその場を離れない
(3)配管を保護するなどして破損事故を防ぐ

※万が一、油の流出事故が発生した場合は至急ご連絡ください!

※お問い合わせ先 建設課建設整備G ☎662・2116

町関係施設の年末年始休館について
●12月28日(土)～平成26年1月5日(日)休館
●12月29日(日)～平成26年1月3日(金)休館
●12月29日(日)～平成26年1月5日(日)休館

年末年始の町営バス運行日

町営バスの年末年始運行は下記のとおりです。通常運行と異なりますのでご注意ください。

Table with 2 columns: Date (12月28日 to 6日) and Status (運行, 定期運休, 臨時運休)

※お問い合わせ先 総務企画課企画財政G ☎662・4271

住民税務課からお知らせ

※お問い合わせ先 住民税務課税務G ☎662・2112

【固定資産税「償却資産」申告書を送付します】

町内に償却資産を所有している方や町内事業所などに、償却資産申告書を送付します(12月20日予定)。

●受付期間 平成26年1月6日(月)～24日(金)

●受付場所 役場5番窓口(郵送可)
※申告が必要であるにも関わらず申告書が届かない場合はご連絡ください。

【取り壊し建物の届け出をお忘れなく】

固定資産税の課税されている家屋について、平成25年中に取り壊した建物の確認をしています。建物を取り壊した方は、早めに届け出てください。

【税の控除に関するお知らせ】

高齢者の障害者控除について

65歳以上の方については、所得税法等の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方のか、身体障害者に準ずる者等として町長の認定を受けている方についても、所得税等申告時の障害者控除の対象とされています。

この「身体障害者に準ずる者等としての町長の認定」による税法上の障害者控除を受けるには、事業所への提出や申告相談の前に、健康福祉課(保健福祉センター内)に申請し、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要がありますので、忘れずに申請手続きを行ってください。

◆12月31日現在で要介護2以上の認定を受けている本人またはこれらを扶養している方は、障害者控除または特別障害者控除を受けられる場合がありますので、事前に健康福祉課にお問い合わせください。

おむつ代の医療費控除について

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、1年目の所得申告の際に寝たきり状態にあることおよび治療上おむつの使用が必要であることについて医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」の提出が必要です。

なお、2年目以降の所得申告の際は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わり、介護保険法に基づく要介護認定資料(主治医意見書等)で寝たきり状態等が確認できれば、医療費控除が認められる場合があります。この場合、健康福祉課(保健福祉センター内)にて「おむつ代の医療費控除証明書」を発行しますので、所得申告の前にお問い合わせください。

※お問い合わせ先

- ☆申請・証明書に関すること 健康福祉課福祉G ☎662・2456
☆税の控除に関すること 住民税務課税務G ☎662・2112